

〈はまぎん〉F Bサービス[アンサー系]利用規定

[2024年1月1日改定]

第1章 総則・共通事項

第1条【サービスの内容】

(1) 利用可能なサービス

「〈はまぎん〉F Bサービス[アンサー系]」(以下「本サービス」といいます)では、本サービスの利用者(以下「契約者」といいます)自らが占有・管理する株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)が指定した型式のパーソナルコンピュータ等の電子機器端末機(以下「端末機」といいます)を使用した依頼に基づき、次のサービスを利用できます。

- ① 資金移動サービス
- ② 取引照会サービス

(2) 利用可能日・利用可能時間

- ① 本サービスの利用可能日・利用可能時間は、いずれのサービスも当行所定の時間帯とします。また、当行は、契約者に事前に通知することなくこれを変更することがあります。
- ② 回線障害、回線工事等が発生した場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの取り扱いを一時停止または中止することがあります。

(3) 利用可能な預金口座

本サービスが利用できる預金口座は、事前に契約者が「〈はまぎん〉F Bサービス[アンサー系]利用申込書」(以下「利用申込書」といいます)により指定した契約者名義の普通預金・当座預金・貯蓄預金(以下「契約口座」といいます)とします。

ただし、貯蓄預金の場合は資金移動サービスを利用することはできません。

(4) サービスの利用開始、変更

契約者が本サービスを利用開始または変更する場合は、利用申込書その他当行所定の書類に必要事項を記入、記名のうえ、所定の届出印を押印して当行に提出することとします。

第2条【契約者の意思確認】

(1) 利用申込書の提出、暗証番号の届け出

本サービスの利用にあたって、事前に契約者は利用申込書により、契約口座の預金店名・預金科目・口座番号(以下総称して「契約口座情報」といいます)および照会サービス暗証番号、資金移動暗証番号、確認暗証番号(以下総称して「届け出暗証番号」といいます)を当行に届け出ることとします。

(2) 契約者の取引意思確認

本サービスを利用する際、契約者は当行所定の手順により、契約口座情報および届け出暗証番号を端末機から当行センターに送信することとします。当行が受信した契約口座情報および届け出暗証番号と、当行に事前に届けられた契約口座情報および届け出暗証番号との一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- ① 本サービスの利用依頼が契約者の有効な意思による申し込みに基づくものであること。
- ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(3) 届け出暗証番号の管理

届け出暗証番号は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。なお、当行職員が届け出暗証番号を契約者にお尋ねすることはありません。

(4) 届け出暗証番号の事故、安全性の確保

① 届け出

届け出暗証番号が第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は当行所定の時間内に当行所定の書面により届け出ることとします。この届け出に基づき、当行は本サービスの利用を停止します。この届け出の前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

② 失念

届け出暗証番号を失念した場合、契約者は、契約店の店頭で当行所定の書面を提出することにより、届け出暗証番号の変更をおこなうこととします。

③ 誤入力による利用停止

契約者が誤った届け出暗証番号の入力、送信を、当行所定の回数以上連続しておこなったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、契約店の店頭で当行所定の書面を提出することにより、利用停止を解除することができます。

第3条【接続方式】

本サービスが利用できる「アンサー中央処理センターへの接続方式」（以下「接続方式」といいます）はVALUX方式とし、利用する接続方式については契約者が事前に確認のうえ本サービスの利用申し込みをおこなってください。

第4条【手数料】

(1) 手数料の種類

本サービスの利用にあたっては、次の手数料がかかります。なお、手数料金額は当行所定のものとなります。また、当行は、契約者に事前に通知することなくこれを変更することがあります。

① 当初契約料

本サービスの利用開始にあたっては、当行所定の当初契約料がかかります。

② 月額基本手数料

本サービスの利用に際しては、当行所定の月額基本手数料がかかります。

③ 振込手数料

資金移動サービスによる振込取引の利用にあたっては、当行所定の振込手数料がかかります。

④ 訂正・組戻手数料

第17条第1項に定める訂正および第2項に定める組戻の受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料がかかります。この場合、前号の振込手数料は返却しません。ただし、訂正、組戻ができなかったときは訂正手数料、組戻手数料を返却します。

また、第17条第1項ただし書きにより組戻手続きをおこなうときも、当行所定の組戻手数料がかかります。この場合、再振込手数料はかかりません。

(2) 支払方法

① 当初契約料

当初契約料は、本サービスのお申し込み後当行所定の日に、当行の普通預金取引規定または当座勘定規定の定めにかかわらず預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、あ

らかじめ契約者が指定した手数料引落指定口座(以下「手数料引落指定口座」といいます)から自動的に引き落とします。

② 月額基本手数料

月額基本手数料は、当月分について翌月の当行所定の日、本項第1号の取り扱いに準じて手数料引落指定口座から自動的に引き落とします。なお、1か月に満たないサービス提供期間についても、1か月分の月額基本手数料がかかります。

③ 振込手数料

資金移動サービスの振込手数料は、本項第1号の取り扱いに準じて振込・振替資金の引き落としと同時に契約口座から自動的に引き落とします。ただし、当行が認めた場合は、契約者があらかじめ指定することにより、毎月第1営業日から最終営業日までに発生した振込手数料を翌月の当行所定の日、契約口座または手数料引落指定口座から自動的に引き落とす方法とすることもできます。

④ 訂正・組戻手数料

本項第1号の取り扱いに準じて、当行が契約者あて請求した日に、その都度振込資金等引落指定口座から自動的に引き落とします。

(3) その他の費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、パソコン・ソフトウェアその他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第5条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

契約者は、届け出暗証番号、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により契約店に届け出ることとします。なお、「契約口座」「端末機(メディア)の種類(=申込サービス)」を変更する場合は、いったん解約のうえ、あらためて申し込みし直すこととします。これらの届け出等の前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(2) 通知等の延着、未着

前項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第6条【免責事項等】

(1) 本人確認

本サービス利用の際、当行が所定の方法で本人確認・取引意思確認をおこなったうえは、届け出暗証番号について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

次の事由に起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ① 契約者の端末機が故障したとき、契約者が端末機を誤操作したとき
- ② 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ③ 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ④ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(3) 印鑑照合

契約者が届け出た利用申込書等に使用された印影を、当行が取引の開始にあたって届け出を受けた印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて処理をおこなったうえは、印章またはそれらの書面につき偽造・変造・盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 回答済み内容の変更・取消

取引照会サービスにおいて照会に対する回答内容に変更・修正があった場合は、当行はすでに回答した内容について、変更または取り消すことがあります。

第7条【解約・一時中止等】

(1) 契約者からの解約申し出

契約者は、当行所定の書面を提出することによりいつでも解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者が第4条に定める手数料その他当行に対する債務を支払わない場合、その他契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認められる場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約することがあります。

(3) 契約の終了

次の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。

- ① 契約期間が満了したとき
- ② 前2項により契約が解約されたとき
- ③ サービス利用口座が解約されたとき
- ④ 契約者に相続が開始したとき
- ⑤ 住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき

(4) 処理の中止

本サービスの契約が終了した場合、その時点までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

(5) 手数料の清算

本サービスの契約が終了した場合、当行は、未払手数料を、契約終了と同時もしくは当行所定の日に引き落とすことができるものとします。

第8条【関係規定の適用・準用】

資金移動サービスにおける振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、〈はまぎん〉振込規定を準用します。

第9条【利用規定の変更等】

(1) 利用規定の変更

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行ウェブサイトにて「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の規定が必要な場合、契約者は当行本支店あてに請求することとします。
- ② 本規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認

したものとみなします。

(2) サービス種類・内容の変更、廃止

当行は、当行の都合により、本サービスの契約におけるサービスの内容、種類を変更できることとします。また、相当な期間の事前の告知を以って本サービスを停止、または廃止できることとします。

第10条【有効期間】

本サービスの提供期間は利用申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当行が相手方に対して別段の意思表示をおこなわない場合は期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第11条【禁止事項】

(1) 権利の譲渡・質入れ禁止

契約者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

(2) 不適切行為の禁止

契約者は、次の行為をしないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法律に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

第12条【合意管轄裁判所】

本サービスの利用契約に関して紛争が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第2章 資金移動サービス

第13条【取引の内容】

(1) 取引の種類

資金移動サービスは、端末機により次の振込取引または振替取引(以下総称して「振込・振替取引」といいます)を依頼する場合に利用できます。

① 即時取引

依頼日当日に、契約口座から振込資金または振替資金(以下総称して「振込・振替資金」といいます)を引き落としのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)あてに振込通知を発信し、または振替の処理をおこなう取引

② 予約取引

依頼日の翌営業日以後当行所定の範囲内で契約者が指定する日に、契約口座から振込・振替資金を引き落としのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理をおこなう取引

(2) 入金指定口座の指定方式

入金指定口座は、当行または「全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関」（以下「加盟金融機関」といいます）の国内本支店にある普通預金、当座預金、貯蓄預金とします。なお、入金指定口座の指定方式には、次の「事前登録方式」と「都度指定方式」が利用できますが、「都度指定方式」を利用する場合は、あらかじめ当行所定の方法により届け出ることとします。

① 事前登録方式

「資金移動サービス(登録方式)入金指定口座届」により、契約者があらかじめ入金指定口座を届け出のうえ当行センターに登録しておく方式

② 都度指定方式

振込・振替取引の都度、契約者が入金指定口座を指定する方式

(3) 振込取引と振替取引の区分

振込取引と振替取引の区分は次によります。

① 振込取引

契約口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または契約口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合

② 振替取引

契約口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合

第14条【振込・振替取引の依頼】

(1) 利用限度額

1日あたりおよび1回あたりの利用限度額は、当行所定の金額範囲内で契約者が当行に利用申込書により届け出た金額とし、利用限度額を超えた振込・振替取引の依頼については、当行は実行する義務を負いません。

(2) 依頼内容の入力、送信

振込・振替取引を依頼する場合、契約者は当行所定の方法により端末機を操作して必要事項を入力し、依頼内容を送信することとします。当行は、送信された事項を依頼内容とします。

第15条【振込契約・振替契約の成立等】

(1) 依頼内容の確定

依頼内容は、当行が受信した資金移動暗証番号と、当行に事前に届けられた資金移動暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定することとします。なお、都度指定方式では、資金移動暗証番号に加え、確認暗証番号の一致も確認します。当行がこれらの暗証番号等の一致を確認して取り扱ったうは、これらの暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(2) 依頼内容確定の通知

依頼内容が確定したときは、当行はその旨の通知を契約者に送信しますので、契約者は受付結果が正常であることを確認することとします。この通知が届かない場合には、直ちに契約店に照会することとします。

(3) 振込・振替資金の引き落とし

当行は、依頼内容確定時(ただし、予約取引の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金を、当行の普通預金取引規定または当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで契約口座から自動的に引き落とします。

なお、予約取引の場合には、振込・振替指定日の前日までに振込・振替金額および同時に支払う

べき振込手数料の合計額(以下「振込・振替資金等」といいます)を契約口座に準備しておくものとします。

(4) 振込・振替契約の成立

振込契約または振替契約(以下総称して「振込・振替契約」といいます)は、確定した振込・振替依頼に基づき、前項に規定する振込・振替資金等を当行が契約口座から引き落とした時に成立するものとします。

(5) 振込・振替の処理

前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理をおこないます。

第16条【処理がおこなえなかった場合の取り扱い】

振込・振替契約が成立しなかった場合、当行は、当該振込・振替依頼はなかったものとして取り扱います。この場合、当行は、契約者に対し振込・振替契約が成立しなかった旨の通知はしません。

第17条【依頼内容の訂正、組戻】

(1) 振込の訂正

振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の契約店の窓口において次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関名・支店名または振込金額を変更する場合には、次項に定める組戻の手続きにより取り扱います。なお、訂正の受付にあたっては、第4条第1項第4号で定める当行所定の訂正手数料がかかります。

- ① 訂正の依頼にあたって契約者は、当行所定の振込金訂正組戻依頼書に、当該取引の契約口座の届出印(以下「契約口座届出印」といいます)により記名押印して提出することとします。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当行は、振込金訂正組戻依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込の組戻

振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の契約店の窓口において次の組戻の手続きにより取り扱います。なお、組戻の受付にあたっては、第4条第1項第4号で定める当行所定の組戻手数料がかかります。

- ① 組戻の依頼にあたって契約者は、当行所定の振込金訂正組戻依頼書に、契約口座届出印により記名押印して提出することとします。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当行は、振込金訂正組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻された振込資金は、振込金訂正組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、契約者は当行所定の領収書に契約口座届出印により記名押印のうえ提出することとします。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(3) 訂正または組戻不能の場合の取り扱い

前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、契約者は受取人との間で協議することとします。

(4) 振込金訂正組戻依頼書の取り扱い

振込金訂正組戻依頼書に使用された印影と契約口座届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。

(5) 振替取引の訂正・組戻

振替取引の場合は、依頼内容の確定後は依頼内容の変更(訂正)または依頼の取消(組戻)はできません。

第18条【端末機による依頼の取消】

(1) 予約取引における振込・振替依頼の取消

予約取引において振込・振替依頼を取り消すときは、前条に定める方法のほか、振込・振替指定日の前営業日までの本サービス利用時間内に限り、端末機によって当行所定の方法により取り消すことができます。この場合、第4条第1項第4号で定める訂正・組戻手数料はかかりません。

(2) 取消依頼の確定

前項の端末機による振込・振替依頼の取消の取り扱いについては、第15条第1項の規定を準用します。

第19条【取引内容の確認等】

(1) 振込・振替取引の内容照会

資金移動サービスによる振込・振替取引の内容は、端末機により、当行所定の期間、当行所定の方法により照会することができます。

(2) 振込・振替取引明細の通知

当行は、毎月の振込・振替取引について、当行所定の方法によりその明細を記載した通知を発信しますので、契約者は取引内容を確認することとします。

(3) 取引内容の確認等

前項の場合において取引内容に相違があるとき、または前項の場合において通知が届かないときは、契約者は直ちにその旨を契約店に連絡することとします。

(4) 取引内容が相違する場合の取り扱い

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第3章 取引照会サービス

第20条【取引の範囲】

(1) 対象口座

取引照会サービスの対象となる口座は、あらかじめ契約者が利用申込書により指定した契約口座とします。

(2) 照会できる取引内容

① 入出金明細照会

すべての入金取引・出金取引

② 振込入金明細照会

振込による入金取引

③ 預金残高照会

合計預金残高、支払可能残高

第4章 VALUX方式

第21条【VALUXの利用】

(1) NTTデータとのVALUX契約

VALUX方式の本サービスならびに資金集中管理サービス(以下総称して「マルチウェブ[アンサー]」)といたします)を利用する場合、契約者は別途株式会社NTTデータ(以下「NTTデータ」といいます)が提供する端末認証サービス「VALUX」を契約し、利用することとします。

(2) コンテンツの選択

VALUXの契約にあたり契約者は、申込コンテンツとして「VALUX(SPC)」または「VALUX(HU(HT))」のいずれかを選択し、選択したコンテンツを利用申込書に記載して当行に通知することとします。契約者が選択したコンテンツと、当行に届けたコンテンツとが相違している場合、マルチウェブ[アンサー]は利用できません。

(3) VALUX接続IDの利用

当行は、契約者の認証にあたり、NTTデータから認証済み情報として通知されたVALUXの接続ID(以下「接続ID」といいます)を使用します。契約者は接続IDを利用申込書により事前に当行に届けることとします。また、接続IDの取扱方法については、NTTデータの定めによることとします。

(4) 接続IDの一致確認

当行は、第2条第2項に定める契約者の取引意思確認方法として、接続IDの一致についても確認することとします(マルチウェブ[アンサー]の利用にあたって当行が一致を確認するものを、以下総称して「接続ID等」といいます)。

第22条【コンテンツの変更】

契約者は、マルチウェブ[アンサー]において、VALUXの申込コンテンツまたは接続IDを変更する場合は、マルチウェブ[アンサー]をいったん解約し、新たに申し込み直すこととします。

第23条【「EDI情報サービス」の利用】

「EDI情報サービス」の利用にあたっては次の各項によります。ただし、取引照会サービスでのEDI編集の利用は、当行所定の方法により「EDI情報サービス」を申し込んだ場合のみ適用されます。

(1) 「EDI情報」の内容に関する照会

当行は、取引照会サービスにより通知した、もしくは資金移動サービスにより発信した「EDI情報」に関する照会は、当行所定の方法による照会以外には応じません。

(2) 使用可能文字

「EDI情報」は、当行所定の文字もしくは記号で、当行所定の桁数以内で送信もしくは受信することができます。なお、当行が受信した、もしくは当行に送信された「EDI情報」にカナ文字の「ヲ」が含まれている場合は、本サービスの利用先もしくは振込指定先への通知については「ヲ」を「オ」と表示します。

以上